

厚生労働省が定める揭示事項について

I.基本診療料の施設基準等に関する揭示事項について

i.東海北陸厚生局への届出事項

基本診療料	受理番号	算定開始年月日
機能強化加算	第 394 号	令和 4 年 4 月 1 日
外来感染対策向上加算	第 368 号	令和 6 年 6 月 1 日
時間外対応加算3	第 410 号	平成 30 年 1 月 1 日

ii.基本診療料の施設基準等に関する揭示事項について

i)機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」として、以下の取組を行っております。

◆他の医療機関の受診状況及び、お薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

◆健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

◆介護・保健・福祉サービスに関する御相談に応じます。

◆夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

※厚生労働省や各都道府県の HP にある、「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

ii)外来感染対策向上加算について(発熱外来への対応について)

(外来感染対策向上加算・第 2 種協定指定医療機関)

当院では、「院内感染防止対策として、以下の内容をはじめとした感染防止対策に取り組んでいます。

◆感染管理者が中心となり、標準感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推進します。

◆院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的に実施します。

◆患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑われる疾患の外来診療に対応します。

◆外来での感染防止対策として、発熱症状等、感染性の疾患が疑われる患者様を一般診療の方と空間的。時間的に分離して診療を行います。

◆抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に

使用します。

◆当院は、津地区医師会及び三重大学医学部附属病院との感染対策連携を取っています。定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

※当院は新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する、「第2種協定指定医療機関」に指定されています。

iii) 時間外対応加算3について

当院では、当該加算の算定により標榜時間外の準夜帯(概ね午後10時まで)の間、病気に対するご質問や緊急時のお問い合わせについて、当院通院中の患者様からの電話等による問い合わせに対応いたします。

※新患・初診の患者様には対応しかねますのでご了承ください。

※原則当院での対応となりますが、やむを得ない事情で対応できない場合は連携医療機関までご連絡をお願いいたします。

◆診療時間外専用の電話番号

080-3667-5197

◆留守番電話での対応時間

平日の水、金…午後10時～午前6時まで

平日の月、火、木…午後6時～午前6時まで

※翌日が休日の場合は午前6時以降も留守番電話対応となります。

※休診日、土・日・祝日…終日留守番電話対応となります。

◆連携医療機関

津生協病院

津市寿町16-24

電話:0570-022-848

iv) 医療情報取得加算について

当院ではオンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

初診	医療情報取得加算 1 点
再診(3 ヶ月に 1 回)	医療情報取得加算 1 点

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

Ⅱ.特掲診療料施設基準等に関する揭示事項について

i.東海北陸厚生局への届出事項

特掲診療料	受理番号	算定開始年月日
ニコチン依存症管理料	第184号	平成29年7月 1 日
在宅療養支援診療所(2) 機能強化型(連携型)	第78号	令和4年8月1日
在宅時医学総和管理料 及び施設入居時医学総 和管理料	第31号 第269号	平成18年4月 1 日 平成30年1月 1 日
外来・在宅ベースアップ 評価料(Ⅰ)	第196号	令和6年6月1日
酸素の購入単価	第11814号	令和7年4月1日

ii.基本診療料の施設基準等に関する揭示事項について

i)ニコチン依存症管理料について

当院ではニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。診療所・診療所敷地内周辺は全面禁煙となっております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

ii)在宅時医学総和管理料及び施設入居時医学総和管理料について

当院では在宅や入居施設で療養する患者さまを対象に、緊急時の連絡体制及び24時間の往診等ができる体制を確保しています。機能強化型(連携型)在宅療養支援診療所の点数を算定しています。

iii)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)について

当院では、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を届出し算定しています。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することが義務付けられております。医療従事者が安心して職務に従事するに役立てさせていただくものです。ご理解とご協力をお願いいたします。

Ⅲ.その他 Web サイト掲載が必要な事項について

i)診療明細書の発行について(個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書

- ・医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。
- ・公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。発行を希望される方は会計窓口にてお申し付けください。
- ・明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。その点につきましてご理解いただき、ご家族様が代理で会計をされる場合、代理の方への発行を含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し付けください。

ii)一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています(一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています)。

- ・後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※一般的な名称により処方箋を発行する事)を行う場合があります。
- ・一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

iii)長期処方・リフィル処方せんについて(生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ)

当院では患者様の状態に応じ、「28日以上長期処方」、「リフィル処方せんの発行」を行っております。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付については、病状に応じて担当医が判断いたします。

iv)長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある長期収載品を、患者さまご自身が希望する場合、「選定療養費」として保険割合での自己負担分に加えて、後発医薬品との差額分の自己負担金が発生いたします。

1. 選定療養の対象となる処方

- ・院外処方
- ・院内処方

2. 選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品(準先発医薬品を含む)
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

3. 自己負担について

- ・長期収載品(先発医薬品)の薬価と、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の1
- ・選定療養費は、保険給付ではないため消費税がかかります。
- ・選定療養費の支払いは、院内処方の場合は当院、院外処方の場合は調剤薬局となります。
- ・公費負担制度をご利用の場合も負担の対象となります。

4. 対象から除外されるケースについて

- ・医師が医療上の必要性で後発医薬品への変更が出来ないと判断した場合
- ・メーカーの出荷制限などで、後発医薬品を提供することが出来ない場合
- ・バイオ医薬品の処方

※選定療養費…患者様の選択によって生じる保険診療以外の費用のこと。

IV.保険外負担に関する事項について

様式	費用(1通)	様式	費用(1通)
診断書(一般的なもの)	2,200 円	死亡診断書	5,500 円
障害年金診断書	5,500 円	休業証明書	4,400 円
身体障害者診断書	5,500 円	互助会証明書	550 円

※掲載内容は一例です。その文書料、予防接種料、自費診療については別途お問い合わせください。料金改定があった際、掲載内容と実際の料金にタイミングによって差異が発生する場合がございます。あらかじめご了承ください。

V.指定医療機関に関する事項

当院は、以下の指定を受けている医療機関です。

- ・保険医療機関
- ・労災保険指定医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・難病医療費助成指定医療機関
- ・第 2 種協定指定医療機関

みえ医療福祉生活協同組合
高茶屋診療所